



まちの安全を守る
あなたを求めています。

旭川市消防団

消防団員は、地域に密着した非常勤特別職の地方公務員で、女性や学生も入団できます。熱意ある仲間と共に火災等からまちの安全を守りませんか。



消防団員募集中

旭川市消防団活動内容

平常時の活動



【消防団消防訓練大会】
日頃から訓練を重ねた規律及び部隊活動の訓練成果を披露します。



【消防団基礎教育訓練】
基本的技術や知識を身に付け、本番に備えます。



【火災予防運動啓発】
春・秋の火災予防運動期間中には、市民に火災予防を呼びかけます。



【警戒活動】
地域イベントでの防災指導はもちろん、警備・警戒活動など、安全サポーター役もこなします。

災害時の活動



【火災時】
火災が発生した場合には、職場や自宅からかけつけ、消防署の活動隊と一体になって、迅速に消火活動や救出活動などを行い、まちと住民を守るのが消防団の大きな役割です。

【自然災害時】
地震、台風等の災害が発生した場合には、土のうを積んで水害を防いだり、避難誘導するなど、二次災害からまちと住民を守ります。



消防団員の声

第31分団 笹川団員
(30代農業)
令和5年度入団



消防団に入団したきっかけは、父が消防団員で活動の様子を間近で見ていたことです。

消防団活動と仕事と家庭の両立は、周りに同業者が多いため、互いに状況を把握し融通をきかせて活動できています。妻は、車両点検などの活動は朝早い時間帯や夕方の短い時間で行って帰ってくるので、全く負担はないと言っていますし、子どもはカッコいい！と言ってくれます。

訓練大会で初めての選手でしたが、先輩方の指導やアドバイスがあり、出動の際にも役立つ動作が身につきました。

火災出動が無くとも、教育訓練で学んだ救命講習を活かせるよう交通事故など有事に備え、心構えをするようになりました。先輩方の経験談を聞くと、新しい知識の習得があり、日頃の防災に関する意識が高まります。



第28分団 松田団員
(30代会社員)
令和5年度入団



消防団に入団したきっかけは、ドラマで消防団という言葉を知り気になっていたところ、たまたま消防団の方からお誘いいただきドラマみたいな事件はおこりませんが活動内容をきいて入ってみたい！と思い入団しました。

訓練、火災発生等、消防団活動・仕事・家庭の両立は大変なときもありますが、仕事や子どもの行事があるときは優先してますし、職場と家族の理解があるので続けられています。活動服を着たとき子どもから「お父さんカッコイイ！」と言われるのでそのたびに嬉しいです。今では消防団活動が楽しみで仕方ありません！



消防団の活動は、入らなければ絶対に経験の出来ないことばかりで、自分を成長させてくれる大切な場所です。大人になって初めて仲間と呼べる人達に出会えました。

入団資格

市内に在住
している方

年齢18歳
以上の方

心身ともに
健康な方

職業や男女問わず
入団できます

※ 消防団の入団資格は、市町村ごとに条例で定められています。

制服・装備等

災害に備えて、施設（消防団詰所）や装備（消防車両・防火服）があります。
消防団の被服には、制服や活動服などがあり、活動内容に応じて使い分けています。
必要な制服、活動服などは全て貸与されます。

報酬・補償等

消防団には、報酬や退職報償金、公務災害補償等の制度があります。

報 酬

◆ 年報酬について

旭川市消防団員に対し、報酬として階級に応じた金額（36,500円～82,500円）を支給します。ただし、年度の途中で入退団した消防団員については、月割として支給します。

【旭川市消防団員の報酬に関する条例】

◆ 出勤報酬について

旭川市消防団員に対し、勤務に応じて次の出勤報酬を支給します。

災害出勤報酬：1回8,000円（1回は4時間以内）

訓練出勤報酬：1回7,000円

警戒出勤報酬：1回7,000円

【旭川市消防団員の報酬に関する条例】

退職報償金

旭川市消防団員として5年以上勤務して退職した場合に、退職報償金（勤務年数・階級により200,000円～1,079,000円）を支給します。

【旭川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例】

公務災害補償

旭川市消防団員が、現場活動や訓練で怪我などをした場合には、療養補償や休業補償などを受けることができます。

【旭川市消防団員等公務災害補償条例】

旭川市消防団 団員募集中

旭川市消防団員は、普段はそれぞれ仕事を持ちながら、「地域の安全と安心を守る」という精神に基づき、消防・防災活動を行っています。



火災や風水害などの災害対応、住民への防火・防災の啓発活動などには、地域に根ざした消防団員の活動が欠かせません。



「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、あなたも消防団活動に参加しませんか。

入団方法など詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ先

旭川市消防本部総務課消防団担当

〒078-8367 旭川市東光27条8丁目 旭川市総合防災センター3階
電話番号：0166-74-3249 E-mail: shobodan@city.asahikawa.lg.jp

